

乳幼児、妊産婦、重度心身障害者、ひとり親家庭等の親子等、寡婦等、中度身体障害者、小学生、中学生又は高校生等に対する医療費（以下「乳幼児等医療費」という。）の給付に関する事務であって規則で定めるもの（高校生等医療費給付事務）

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	岩手県
3. 市区町村名	盛岡市
4. 届出番号	28
5. 独自利用事務の事例番号	9-1：子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	乳幼児、妊産婦、重度心身障害者、ひとり親家庭等の親子等、寡婦等、中度身体障害者、小学生、中学生又は高校生等に対する医療費（以下「乳幼児等医療費」という。）の給付に関する事務であって規則で定めるもの（高校生等医療費給付事務）
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		盛岡市個人番号の利用等に関する条例（平成27年条例第47号）第3条第1項第1号及び別表第1の2の項 乳幼児、妊産婦、重度心身障害者、ひとり親家庭等の親子等、寡婦等、中度身体障害者、小学生、中学生又は高校生等に対する医療費（以下「乳幼児等医療費」という。）の給付に関する事務であって規則で定めるもの（高校生等医療費給付事務）
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第1条	盛岡市高校生等医療費給付要綱（令和5年告示第45号）第1
⑥事務の趣旨又は目的	全て（児童）は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の（健やかな成長及び発達並びにその自立が図られること）その他の福祉を等しく保障される権利を有する。	この告示は、高校生等に対して医療費の一部を給付し、適正な医療を確保することにより、心身の健康を保持するとともに、生活の安定を図り、もって（高校生等）の（福祉の増進）に資することを目的とする。

⑦独自利用事務の関連規範		盛岡市高校生等医療費給付要綱（令和5年告示第45号）
--------------	--	----------------------------

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号	盛岡市高校生等医療費給付要綱第4 第3項
事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	高校生等医療費受給者証交付の申請等に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ1	盛岡市高校生等医療費給付要綱第3 第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ2	盛岡市高校生等医療費給付要綱第3 第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報3

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ3	盛岡市高校生等医療費給付要綱第3 第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報4

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ5	盛岡市高校生等医療費給付要綱第3第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務2

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項2号	盛岡市高校生等医療費給付要綱第11
事務の内容	児童福祉法第十九条の五第二項の医療費支給認定の変更の認定に関する事務	盛岡市高校生等医療費給付要綱第11の規定による受給資格等の変更の認定に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項2号ハ1	盛岡市高校生等医療費給付要綱第3第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項2号ハ2	盛岡市高校生等医療費給付要綱第3第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報3

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項2号ハ3	盛岡市高校生等医療費給付要綱第3第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合

③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
---------------	---------------------------	---------------------------

特定個人情報4

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項2号ハ5	盛岡市高校生等医療費給付要綱第3第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報
備考		

届出情報

届出日	2023年12月26日
独自利用事務の対象者	子ども
番号法第9条第2項の条例に規定した日	2023年04月01日
保護評価の実施の有無	1:実施済み
評価書番号	26
保護評価書の名称	乳幼児等医療費給付事務基礎項目評価書
保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&kk_type=2&hj_no=&kk_name=%E7%9B%9B%E5%B2%A1%E5%B8%82&ev_name=%E4%B9%B3%E5%B9%BC%E5%85%90%E7%AD%89%E5%8C%BB%E7%99%82%E8%B2%BB%E7%B5%A6%E4%BB%98%E4%BA%8B%E5%8B%99&ev_type=2&opn_date_from_gengo=5&opn_date_from_year=5&opn_date_from_month=9&opn_date_from_day=22&opn_date_to_gengo=5&opn_date_to_year=5&opn_date_to_month=9&opn_date_to_day=22&count=20&search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2
委任関係	